

第2回(公社)埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議  
次 第

日時：令和4年11月8日(火)

14:00～16:00

場所：埼玉会館6B会議室

1 開 会

2 議 題

(1) (社)埼玉県農林公社経営改革プランの改定について

(2) 本有識者会議から知事への提言について

3 その他

4 閉 会

## 第2回(公社)埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議

### 出席者名簿

(委員：五十音順、敬称略)

種 別	委 員：職 業 (その他：所属・職名)	氏 名
委 員 (有 識 者)	公認会計士	佐久間 仁志
	高崎経済大学 地域政策学部 教授	西野 寿章
	弁護士	馬橋 隆紀
(公社) 埼玉県農林公社	理事長	強瀬 道男
	常務理事	田邊 虎男
	企画管理局長	田村 和彦
	森林局長	鈴木 英雄
	林務部長	阿部 徹
埼 玉 県	農林部 部長	小畑 幹
	〃 農業政策課長	西村 恵太
	〃 森づくり課長	永留 伸晃
(事務局)	〃 農業政策課主幹	中本 隆彦
	〃 森づくり課副課長	吉田 壮一
	〃 〃 副課長	大澤 太郎
	〃 〃 主幹	河合 貴光

## 公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 設置要綱

### (目 的)

第1条 県は、公益社団法人埼玉県農林公社（以下「公社」という。）の分収林事業について今後のあり方を検討するにあたり、外部有識者（以下「有識者」という。）から意見を聴取するため、公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議（以下、「会議」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項について検討し、知事へ提言するものとする。

- (1) 分収林事業の今後のあり方に関すること
- (2) その他必要な事項

### (組 織)

第3条 会議は、別表1に掲げる有識者により構成する。

2 有識者は、分収林事業に関する次に掲げる事項のうち、いずれかの専門性を有する者とする。

- (1) 林政・地方財政（大学教授など学識経験者）
- (2) 法制度（弁護士など）
- (3) 経営、会計（公認会計士など）

3 会議には、有識者から座長1名を置き、座長は、有識者の互選により選出する。

4 座長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する有識者がその職務を代理する。

### (会 議)

第4条 会議は、座長が招集し、議長は、座長が務めるものとする。

2 会議は、有識者の過半数が出席しなければ成立しない。ただし、やむを得ない理由により会議に欠席する有識者で、当該会議に付議される事項につき、あらかじめ書面により意見を提出した有識者については、出席したものとみなす。

3 座長は、付議事項に関して必要があると認めるときは、有識者以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 会議は原則として公開とする。ただし、出席した有識者の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

### (庶 務)

第5条 会議の庶務は、農林部森づくり課において処理する。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議に必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は 令和4年10月18日から施行する。

## (公社)埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議 外部有識者名簿

氏名	職業	分野
西野 寿章	高崎経済大学教授	林政、地方財政
馬橋 隆紀	弁護士	法制度
佐久間 仁志	公認会計士・税理士	経営、会計

(以上3名、敬称略)

# **(社)埼玉県農林公社経営改革プラン**

**平成22年2月**

**埼 玉 県**

## 目 次

1	経営改革プラン策定の趣旨	1
2	農林公社の概要	2
	(1) 設立の背景と経緯	2
	(2) 体制と主な事業活動	4
	(3) 各種事業の主な実績	5
	(4) 経営の状況	
3	分収林事業をめぐる状況	6
	(1) 分収林事業の実績と役割	6
	(2) 分収林事業の運営状況	8
4	これまでの経営改善の取組	10
	(1) 経営改善が求められてきた背景	10
	(2) これまでの取組の内容	10
	(3) 借入金負担軽減のための公庫及び県の対応	13
5	経営の見通し	15
6	取り組むべき改革の内容	16
	(1) 経営改善支援の基本方向	16
	(2) 農林公社に求める経営改善	16
	(3) 県の支援	17
	(4) 経営改革プランの推進体制	18

## 1 経営改革プラン策定の趣旨

社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）は、農業と林業に係る施策を一体的に推進し、埼玉県農林業の一層の振興を図るため、社団法人埼玉県農業振興公社（昭和46年5月20日設立）と社団法人埼玉県森林公社（昭和58年11月1日設立）を統合し、平成15年4月に設立された。

農林公社は、県内全域を対象として、個人間での相対取引が困難な農地売買・貸借の仲介を行う農地保有合理化事業、大区画ほ場の整地や作付地の集団化を行う農業生産基盤の整備、土地所有者に代わって森林の維持・管理を行う分収林事業などを通し、本県農林業の発展に大きく寄与している。

しかし、森林・林業関係事業の一つである分収林事業は、立木伐採による収益を得るまでの間、その事業費の大部分が、補助金及び株式会社日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫。以下「公庫」という。)と県からの長期の有利子負債でまかなわれている。さらに、この有利子負債は農林公社の負債の9割以上を占めるため、農林公社の大きな経営課題となっている。

こうした状況において農林公社では、分収林事業について、これまで数次の経営改善計画に基づき、効率的・効果的な実施に努めてきているところであるが、今後、一層の改善を図り、収益性を確保することが強く求められている。

このような中、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面施行されたことを受け、各地方公共団体においては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められているところである。

そのため、県では、農林公社の今後の経営見通しや分収林事業の改善策等に関して検討を行うため、平成21年4月に、学識経験者により構成する「(社)埼玉県農林公社経営懇話会」を設置し、同懇話会においては、5回にわたる精力的な検討を経て、同年11月に検討結果がとりまとめられたところである。

この「経営改革プラン」は、同懇話会の検討結果を踏まえ、県が、今後の農林公社の経営改革に関する方針を定めるものである。



## 2 農林公社の概要

### (1) 設立の背景と経緯

農林公社は、農業と林業に係る施策を一体的に推進し、埼玉県農林業の一層の振興を図るため、農業振興公社と森林公社を統合し、平成15年4月1日に設立された。

#### ■法人概要

(平成21年4月現在)

項目	内容
本社所在地	埼玉県行田市大字真名板1975-1
設立年月日	平成15年4月1日
出資金総額	1,342,737千円
うち県出資額(出資率)	876,300千円(65.3%)
役職員数	61人(役員2人+常勤職員50人+非常勤職員9人)

#### ■設立の経緯

時期	農業分野	林業・森林分野
昭和39年8月24日	(社)埼玉県農業機械化公社発足	
昭和46年5月20日	(社)埼玉県農業振興公社に改組	
昭和46年7月30日	農地保有合理化法人指定(農地法)	
昭和58年11月1日		(社)埼玉県森林公社発足
昭和59年1月18日		森林整備法人認定
平成6年3月28日	農地保有合理化法人承認 (農業経営基盤強化促進法)	
平成9年8月15日		林業労働力確保支援センター指定
平成15年3月31日	(社)埼玉県農業振興公社解散	
平成15年4月1日	両公社が統合し、(社)埼玉県農林公社として改組	

#### (参考)

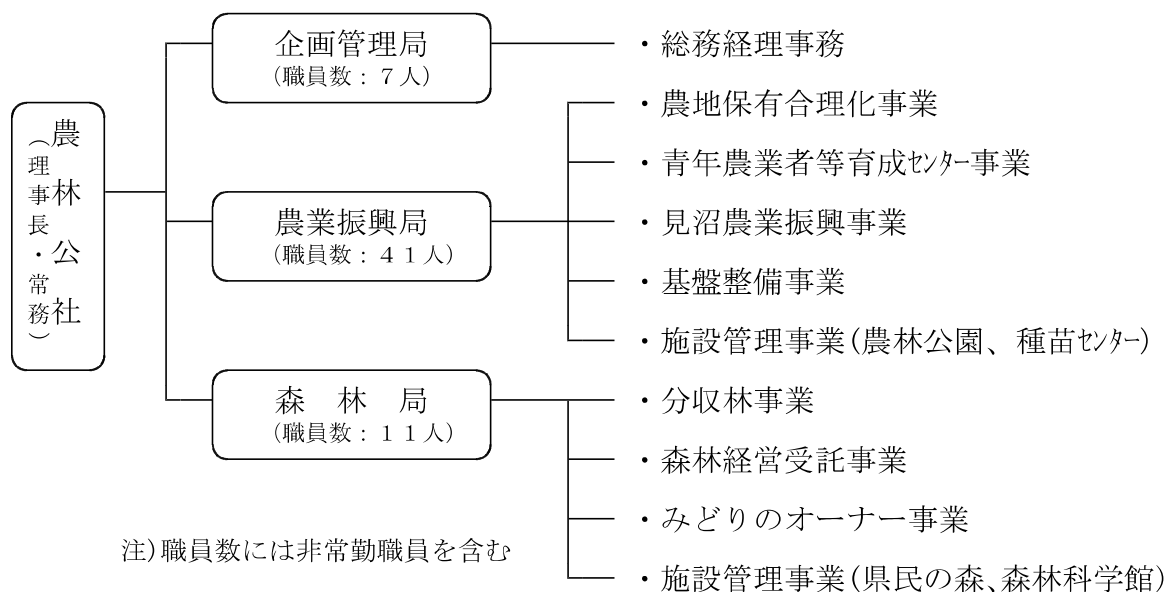
- 農業振興公社：農地の買入れ等を行って一時保有した後に規模拡大を目指す担い手に売渡し等を行う農地保有合理化事業や青年農業者の育成及び新規就農者の確保、ほ場整備等を行う農業基盤整備事業等を実施する法人として設立。
- 森林公社：労力等の関係で森林の管理ができない土地所有者に代わり、分収林特別措置法(昭和33年法律第57号・昭和58年改正)に規定する分収方式による造林・保育等を実施する県内唯一の森林整備法人として設立。

### (2) 体制と主な事業活動

農林公社は、企画管理局、農業振興局、森林局の3局から組織され、59名の職員(非常勤職員含む・平成21年4月現在)が勤務している。

事業としては、農地保有合理化事業など主として8つの事業に取り組んでいる。

■体制と主な事業（平成21年4月現在）



■農林公社の主な事業とその内容

事業名	活動内容
農地保有合理化事業	農業経営の規模拡大、農地の集団化等農地の有効利用を促進するため、経営規模を縮小する農家等から農地を買い入れ、又は借り入れて、これらの農地を規模拡大を志向する農家に売り渡し、又は貸し付ける。
青年農業者等育成センター事業	新規就農希望者に対する就農情報の提供や資金の貸付けを行い、新規就農を支援する。
見沼農業振興事業	見沼田圃の特色を生かした都市近郊農業の振興を図るため、農地保有合理化事業で買い入れた農地の売却の推進、都市住民との連携による市民農園教室や農業体験教室の実施、見沼田圃内の公有地化した農地の整備及び管理受託を行う。
基盤整備事業	低コストほ場整備を積極的に行い、担い手への農地集積や農作業の受託を通して生産性向上の支援に努めるとともに、水稻・麦・大豆の乾燥調製作業を受託する。
施設管理事業	県が設置した「農林公園」、「種苗センター」、「森林科学館」、「県民の森」について指定管理者制度により管理する。
分収林事業	土地所有者に代わって公社が造林・保育を行い、伐採時の収益を土地所有者と公社が一定の割合で分収する。
森林経営受託事業	県からの委託を受けて県営林(8,632ha)の森林を管理運営する。
みどりのオーナー事業	都市住民参加の森づくりを進めるため、みどりのオーナーを募った「神庭の森」(秩父市・6.7ha)ほか2か所について、森林の保育及び保全管理等を実施する。

### (3) 各種事業の主な実績

農林公社の各種事業の実績については順調に推移している。

#### ①農地保有合理化事業

		15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
買入実績	件数	82 件	58 件	45 件	69 件	47 件
	面積(ha)	18.1	10.4	11.4	14.3	8.5
売渡実績	件数	66 件	59 件	55 件	72 件	51 件
	面積(ha)	22.6	11.0	16.1	17.5	9.6

#### ②青年農業者育成センター事業

	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
就農相談件数	127 件	262 件	285 件	217 件	305 件

#### ③見沼農業振興事業

(ha)

	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
当該年度管理面積	10.6	13.6	15.0	16.0	15.3

#### ④基盤整備事業

	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
区画整理受託件数	13 件	17 件	14 件	23 件	16 件
〃 面積(ha)	69.7	120.4	131.6	82.78	105.82

#### ⑤施設管理事業

施設名	項目	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
農林公園	入場者数	465,590人	422,560人	514,817人	511,357人	526,450人
県民の森	入場者数	39,700人	41,800人	42,496人	42,747人	47,124人
森林科学館	入場者数	53,675人	41,137人	66,146人	60,393人	68,820人
種苗センター	受託苗供給	20,782千円	40,810千円	38,043千円	45,196千円	55,244千円

注) 18年度からは指定管理者制度による管理

#### ⑥分収林事業

(ha)

	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
保育管理面積	798.67	675.31	697.99	464.40	682.97

#### ⑦森林管理受託事業 (県営林)

(ha)

	15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
造林面積	79.07	5.07	13.87	20.17	17.21
保育面積	307.30	454.19	396.54	351.79	204.47

#### (4) 経営の状況

農林公社の近年の経営状況について、資産及び負債は表1、また、当期収入・支出は表2のとおりである。

表1に示す「資産」の主なものは「分収森林」※であり、平成20年度においては、農林公社資産全体の約90%を占めている。また、「負債」の県及び公庫からの借入金は分収林事業に係る借入金で、平成20年度においては農林公社の負債の約95%を占めている。

当期収支差額は、表2のとおり、平成18年度以降プラスとなっている。

■表1 資産及び負債（平成15年度（農林公社設立）・17年度～20年度）（千円）

		15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
資 産	農地保有合理化事業用地	349,605	262,766	168,128	73,846	66,266
	分収森林	14,883,764	16,183,249	16,612,343	17,021,164	17,403,670
	その他	1,886,761	1,761,750	1,816,090	1,762,019	1,868,211
	計	17,120,130	18,207,765	18,596,561	18,857,029	19,338,147
負 債	県借入金（分収林事業）	5,519,758	6,335,179	6,728,531	7,104,129	7,453,681
	公庫借入金（分収林事業）	9,377,946	9,427,622	9,442,390	9,459,024	9,488,476
	その他	1,156,538	1,003,504	986,570	883,611	924,103
	計	16,054,242	16,766,305	17,157,491	17,446,774	17,866,260
正味財産計		1,065,888	1,441,460	1,439,070	1,410,255	1,471,887

（出典：各年度農林公社事業報告書）

※「分収森林」とは分収林事業に要した費用を計上するもので、当年度の分収林事業費、管理費などから、県からの補助金を差し引いた額を累計したものの。

■表2 収支計算（平成15年度（農林公社設立）・17年度～20年度）（千円）

		15年度	17年度	18年度	19年度	20年度
当 期 収 入	農地保有合理化事業	705,199	372,034	412,088	563,393	361,347
	森林整備事業	1,076,487	1,061,827	1,613,077	4,102,788	576,166
	その他	605,084	668,199	674,497	600,172	723,855
	・基盤整備営農支援事業	248,002	299,629	260,724	205,262	319,574
	・施設管理事業	281,949	269,861	294,434	303,346	314,128
	・その他	75,134	98,709	119,339	91,563	90,152
計		2,386,770	2,102,060	2,699,662	5,266,353	1,661,367
当 期 支 出	借入金返済支出（農地保有合理化）	369,172	147,405	209,862	238,455	137,736
	借入金返済支出（分収林事業）	641,092	726,408	1,242,653	3,786,099	195,821
	その他	1,498,414	1,263,769	1,245,677	1,241,129	1,326,626
	・基盤整備営農支援事業	245,826	316,931	254,599	211,977	277,483
	・施設管理事業	281,949	264,205	294,434	303,346	314,128
	・その他	970,639	682,633	696,644	725,806	735,015
計		2,508,678	2,137,582	2,698,192	5,265,683	1,660,183
当期収支差額		▲121,908	▲35,522	1,470	670	1,184

（出典：各年度農林公社事業報告書）

### 3 分収林事業をめぐる状況

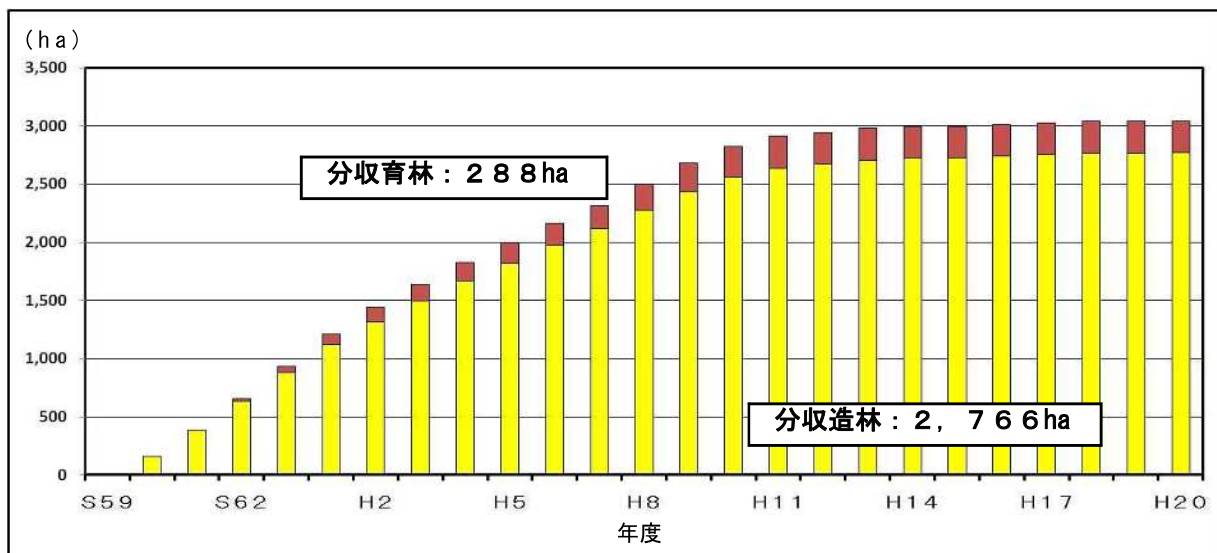
#### (1) 分収林事業の実績と役割

分収林事業は、戦後、国、地方公共団体、森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で、厳しい林業情勢や労力等の関係で土地所有者による整備が進みがたい地域において開始された事業である。

本県の分収林事業は、昭和58年1月1日に森林公社が設立され、以降、県が行ってきた分収造林（県造林）を引き継ぐ形で実施された。

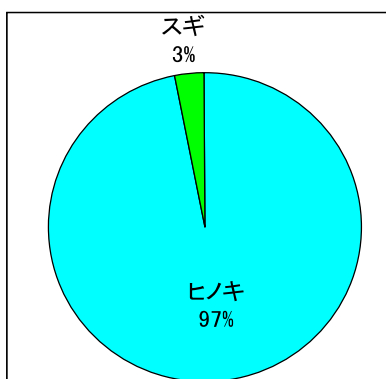
この結果、平成20年度末までに県内森林面積の2.3%にあたる2,766ヘクタールの森林を造成してきた。なお、その間の県内における人工造林はその6割が分収林事業によって実施されている。

#### ■平成20年度末までの分収林事業実績

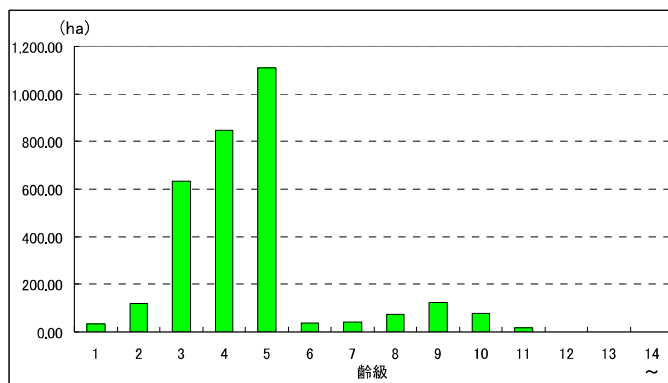


注) 昭和58、59年度は分収林契約事務や測量等を行い、現地における造林は昭和60年度から開始。

#### ■農林公社分収造林樹種別割合



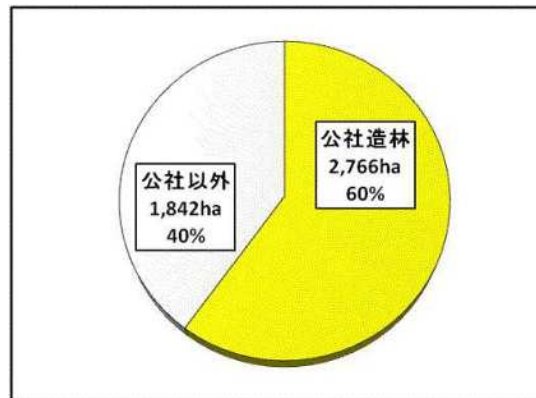
#### ■農林公社分収林齢級構成表



※年齢：林齢（林木の年齢）を5年ごとにくくったもの

林齢1～5年生を「1年齢」、6～10年生を「2年齢」というように5年生ごとにひとつ年齢が増す。

■ 県内の人工造林に占める公社造林割合

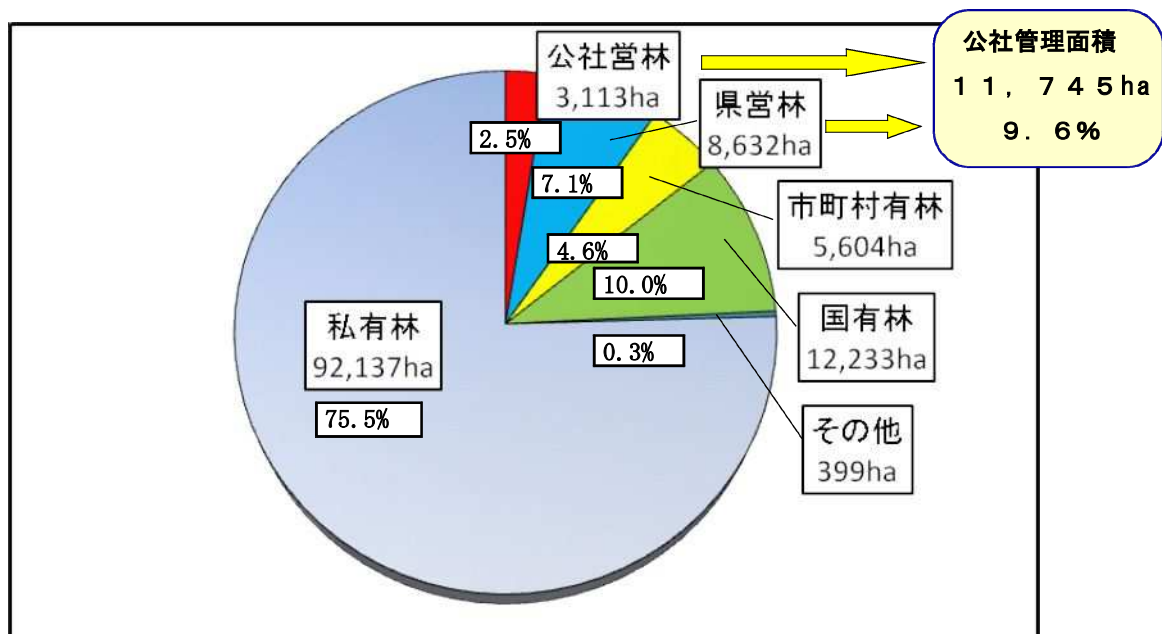


平成20年度までの造林面積：4,608ha

また、農林公社は、森林公社設立後の昭和59年度から県営林の管理（8,632ヘクタール）も受託しており、県内森林面積（約12万ヘクタール）のうちの約1割の管理を担う、県内最大の森林・林業事業体である。

こうした分収林事業の実施等による森林整備の取組は、県民が豊かで安全な水の供給を受けるために不可欠な水源のかん養や土砂災害の防止など県民生活を広く支える森林の公益的機能の発揮に不可欠であるほか、山村地域の雇用促進などに重要な役割を果たしてきている。

■ 県内森林面積に占める農林公社管理森林面積割合（平成20年度）



## ■公社営林の有する公益的機能の評価額

機能の種類	年間評価額		
	公社営林	公社営林と県営林	県全体
水源かん養機能 (水資源の貯留) (洪水の緩和) (水質の浄化)	51億 (9億) (8億) (34億)	195億 (34億) (31億) (130億)	2,051億円 (356億円) (327億円) (1,368億円)
土砂災害防止機能	22億	78億	807億円
土壌保全機能	11億	29億	413億円
保健・レクリエーション機能	21億	79億	832億円
生物多様性保全機能	5億	18億	185億円
地球環境保全機能	7億	27億	284億円
合計	117億	436億	4,572億円

※「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」(平成13年11月 日本学術会議会長答申)において示された算定方式に基づき県森づくり課で試算。

## (2) 分収林事業の運営状況

分収林事業は、実施主体である農林公社が土地所有者との契約に基づき、植栽、保育、伐採を行い、木材の売却によって得られる収益を農林公社と土地所有者との間で分収するものであり、立木伐採による収益を得るまでの間、造林事業に関する経費は国庫補助のほか、公庫及び県からの長期借入金で運営している。

平成20年度末の平均林齢は19年であり、本格的な伐採時期を迎える平成46年度までは借入金による運営が続くものと想定される。

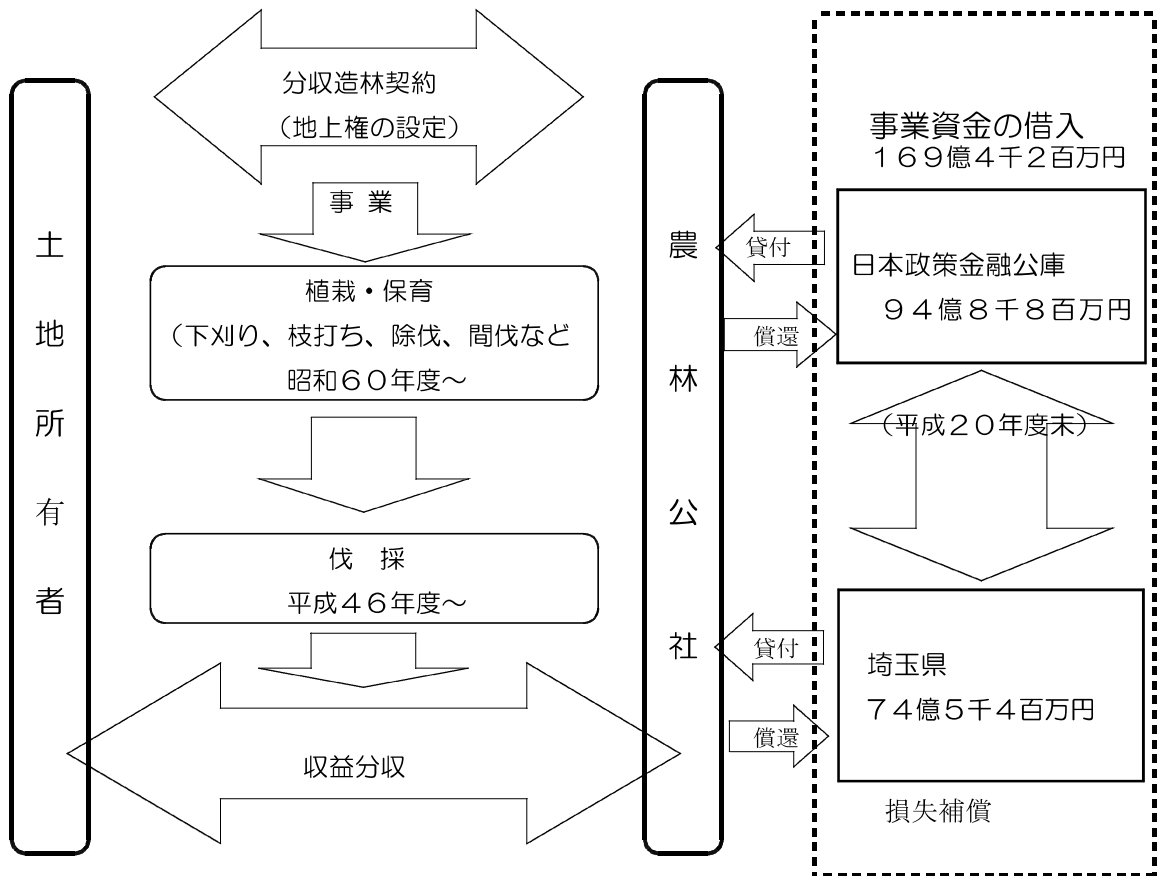
## ■借入金の内容

### 長期借入金の借入残高(昭和59年度から平成20年度末時点・千円)

貸手(資金種類)	利率	償還期間	借入残高	備考
(株)日本政策金融公庫				
林業基盤整備資金	1.10～3.50	35年据置 15年元利均等償還	3,128,608	
森林整備活性化資金	0.00(無利子)	20年据置 10年元利均等償還	83,101	林業基盤整備資金を併用
林業経営安定資金	0.70～2.30	35年据置 15年元利均等償還	6,276,767	H14からH19まで
埼玉県	0.00・1.10～3.50	45年据置 5年元利均等償還	7,453,681	H19貸付分から無利子
計			16,942,157	

※公庫借入金から発生する利息は毎年度、県借入金から返済。

■分収造林実施の仕組み



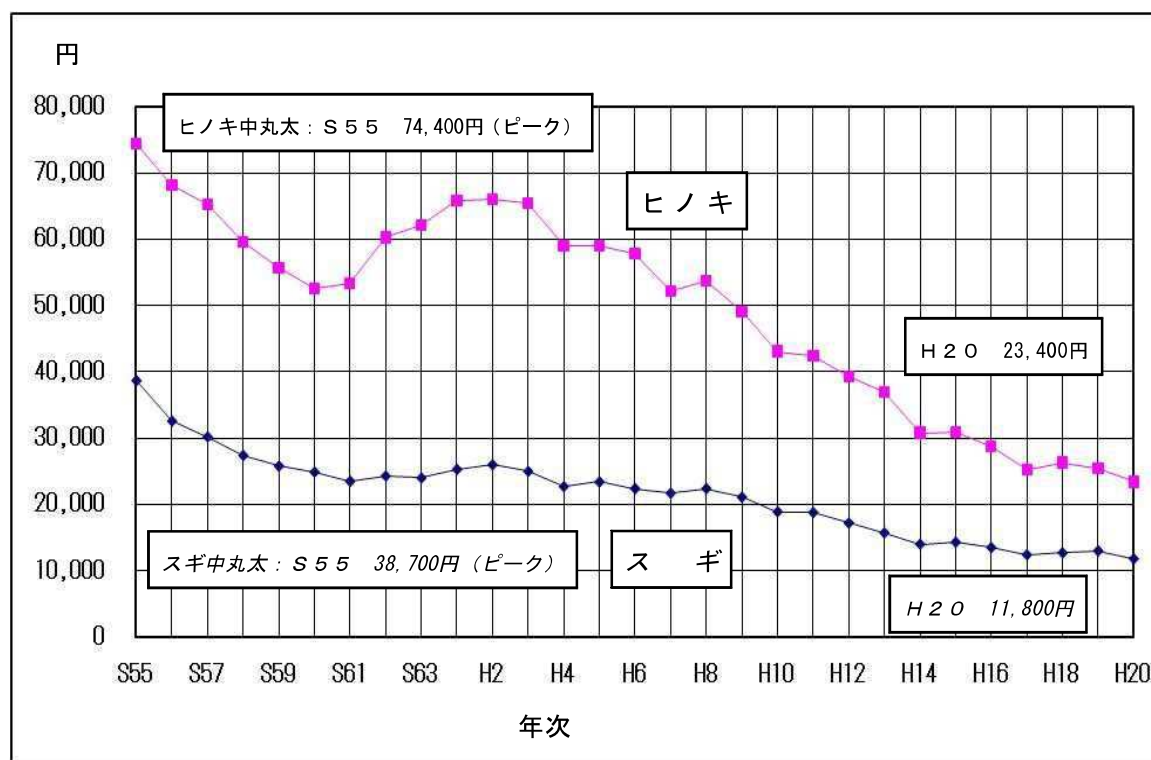


#### 4 これまでの経営改善の取組

##### (1) 経営改善が求められてきた背景

木材価格は昭和55年以降、円高による低価格の輸入材の増加や平成2年後半から平成4年にかけての景気の後退などの影響を受け、長期低迷傾向にある。スギ、ヒノキの丸太価格については、本県において分収林事業がスタートした昭和58年の約4割の水準まで下落しており、今後、伐採時期に至るまで木材価格が更に低迷を続けた場合、分収林事業の収益確保が困難となる事態が強く懸念される。

■国産木材価格の推移（昭和55年～平成20年：円/m<sup>3</sup>）



※出展：森林・林業白書

##### (2) これまでの取組の内容

昭和58年から実施している分収林事業については、木材価格の下落により、当初の分収林事業計画どおりに行うと、多額の負債を抱えることとなる懸念から、農林公社では平成9年11月に分収林事業経営改善計画を、平成14年4月に中期経営3カ年計画を策定し、その後、毎年度見直しを行いながら、現在に至っている。

こうした農林公社全体の経営改善の取組の中で分収林事業に関係するものとしては、以下の①から④に記すとおりである。

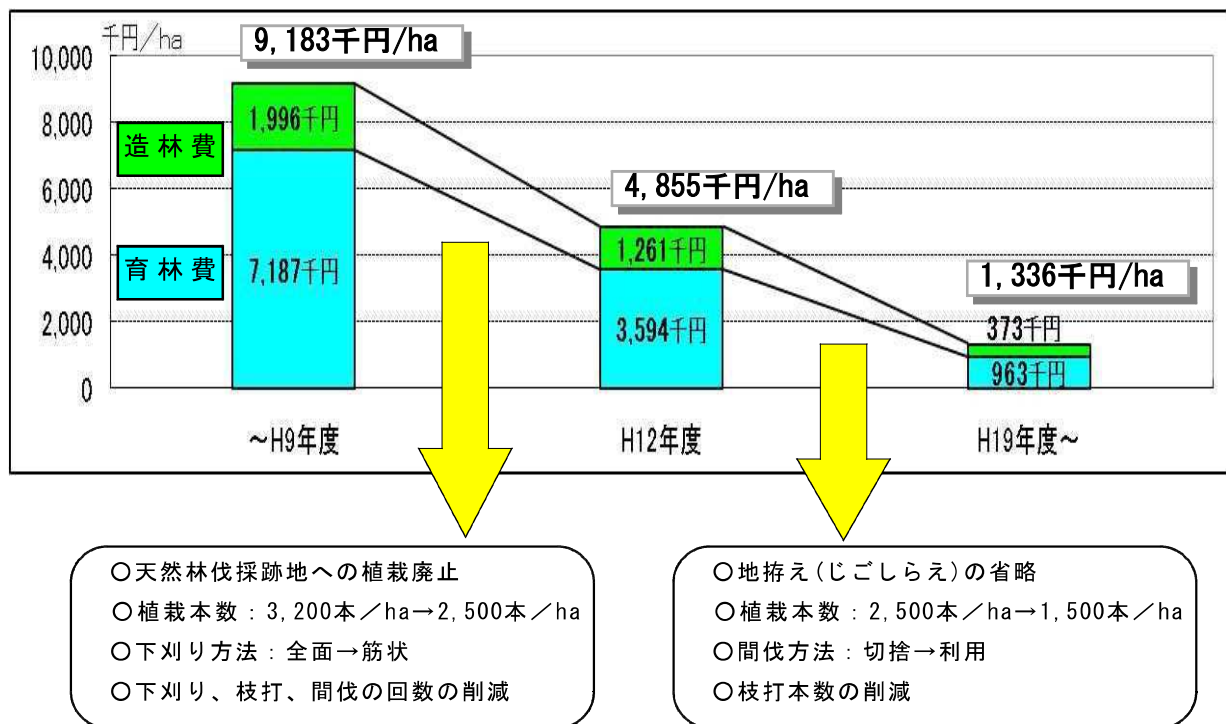
## ① 造林・育林経費の削減

### ア 低コスト施業の取組

1ヘクタール当たりの植栽から保育にかかる平成19年度からの施業基準単価（当該年度における施業方針に基づき、本格的な伐採までに要すると想定されるコスト）は、平成9年度の施業基準単価の1/7の水準となっている。

なお、植栽地の条件によっては、地拵え<sup>じごしらえ</sup>※などで追加的な費用が必要となっている場合もある。

※ 地表に散らばっている枝葉を集めたり、かん木、雑草などを切り払って、苗木を植える場所を確保すること。



### イ 作業道の自力開設

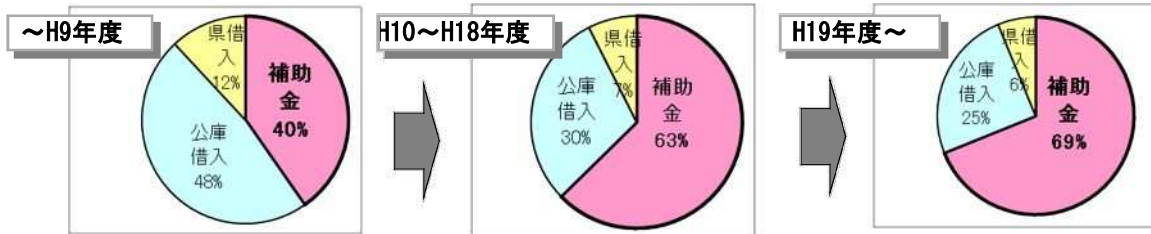
分収林事業の実施に不可欠な作業道の開設工事について、平成19年度から、外部に請け負わせる方式から農林公社の職員が自ら直接施工する方式に変更し、請負経費の削減を図っている。

#### ■年度別開設実績

年度	延長 (m)	幅員 (m)	事業費 (千円)
H19	1,319	2.5	2,243
H20	1,219	2.5	3,862
合計	2,538		6,105

### ウ 補助金の積極的導入

分収林事業に係る費用については、補助金の割合が増えており、公庫・県からの借入金割合は、平成9年度までの6割から、現在では3割程度となっている。



## ② 人件費の削減

### ア 職員数の削減

分収林事業を含め農林公社の森林・林業部門を担当する森林局の職員数について、平成9年度（ピーク時）の26人から平成18年度以降は11人に、うち、分収林担当は平成5年度（ピーク時）の10人から平成18年度以降は3人にまで削減している。

### イ 職員給与のカット

職員給与についても平成14年度から給与費5～10%カット、管理職手当35%カットを継続中である。

#### ■森林局職員数の推移（人）

年度	H9	H10～H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18～H21
農林公社全体	86	93～82	79	76	65	60	56	51～39
うち、森林局職員	26	24	23	21	15	12	12	11

## ③ 分収林契約の変更と新たな分収方式の導入

### ア 分収割合の契約変更の推進

平成14年度から、分収林事業の収益向上を図るため、平成8年度までの既契約1,228件を対象として、農林公社と土地所有者とで6：4という分収割合を7.5対2.5に変更するという契約変更の順次取り組んできている。

### イ 純収益分収方式の導入

分収林事業のリスクを軽減するため、伐採時の売上から農林公社がそれまでに負担した事業経費を差し引いた収益部分について分収する「純収益分収方式」を平成16年度に全国に先駆けて導入している。

■年度別分収造林の分収率

契約年度	分収割合 農林公社：所有者	契約数（件）	
		当初	変更後
S 5 9年度～H 8年度	6 0：4 0	1,228	1,113
	7 5：2 5	0	115
H 9年度～H 1 5年度	7 5：2 5	149	149
H 1 6年度以降	純収益方式6 0：4 0	12	12
計	—	1,389	1,389

④ 自主事業の拡大

農林公社は、分収林事業等のほか、これまでに培った技術力やノウハウを活かし、森林の調査・測量・評価など、自らの判断・発意による自主的な事業（以下「自主事業」という。）を行っており、森林・林業に関する様々なニーズに対応し、その拡大を図っている。こうした自主事業は、それにより得られた収益を農林公社全体の管理経費等に充当することにより、結果として、分収林事業の経営改善にも寄与するものである。

特に近年では、企業・団体等が社会貢献として森林整備を実施する際の土地所有者等とのコーディネートや計画策定の支援、造林・保育等の技術支援を重点的に実施しており、現在、27の企業・団体、学校等の森づくり（約278ヘクタール）のサポート業務を行っている。

(3) 借入金負担軽減のための公庫及び県の対応

分収林事業の経営改善を図るため、上記（2）に記したような農林公社の自助努力による取組のほか、公庫及び県によって、事業運営に必要な借入金に係る負担軽減を目的として次の対応が行われている。

① 公庫借入金に係る利息の軽減

公庫が長伐期施業又は複層林施業に転換する場合にその円滑な実施を図るための林業経営安定資金を創設（期間：平成14年度～19年度）したことから、農林公社は同資金を活用し、昭和59年度から平成8年度に公庫から借り入れた林業基盤整備資金について、借換えを行い、約28億円の利息軽減を図ってきた。

■林業経営安定資金への借換実績

借換年度	借入年度	借入利率(%)	借換利率(%)	借換額(千円)	借換効果(千円)
H 1 4	S59～S61	3.5	1.3	594,157	146,866
H 1 5	S62	3.5	0.7	348,829	268,964
H 1 6	S63	3.5	1.7	267,625	137,444
H 1 7	S63・H1	3.5	1.6	469,137	249,731
H 1 8	H1～H3	3.5	2.3	1,046,392	387,015
H 1 9	H3～H8	2.8～3.5	2.1	3,550,627	1,641,849
計	—	—	—	6,276,767	2,831,869

② 県借入金の無利子化

県は、分収林事業に係る平成19年度以降の新規長期貸付金について無利子化を行っている。

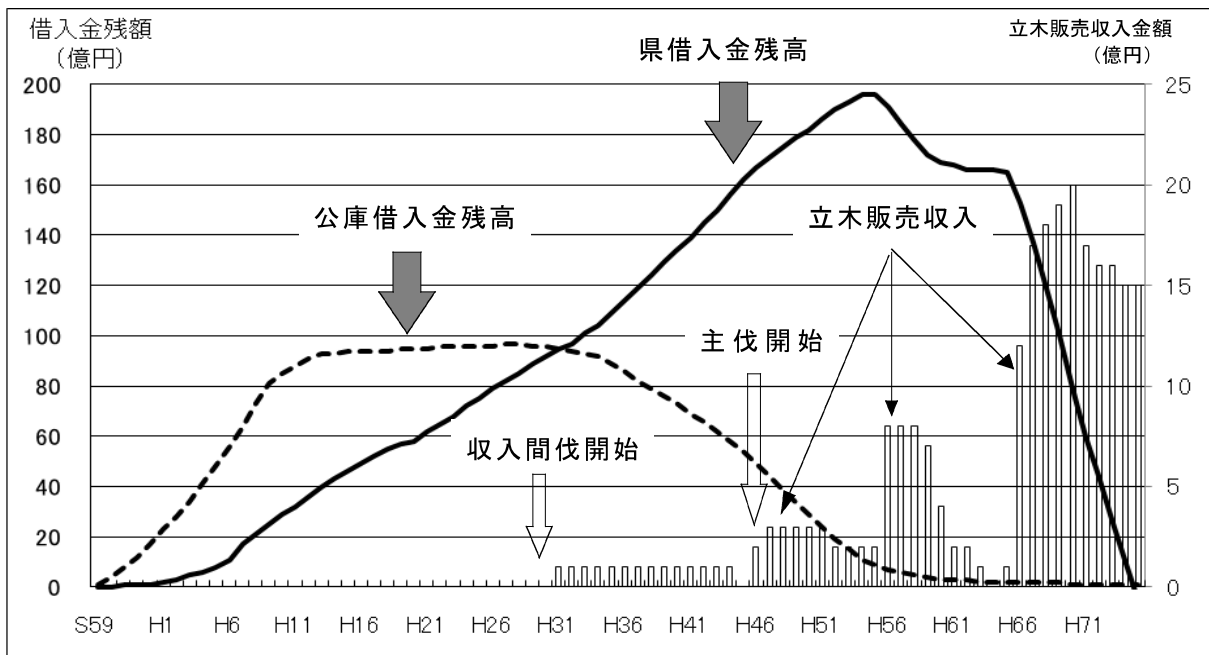
これによる平成19年度と20年度の利息軽減効果は、利率を平成18年度当時の1.10%と仮定すると約2億6千万円である。

## 5 経営の見通し

農林公社の分収林事業に係る長期借入金は、平成20年度末で約169億円となっており、その返済は、本格的伐採が始まる平成46年から平成75年の償還期限まで続くこととなる。

農林公社では、平成19年11月に定めた経営改善計画において、借入償還期限までに償還を済ませるために、一定の条件設定（下記の主な算定条件参照）のもと、平成75年度末には約4億円の黒字確保を見込む長期収支予測を立てており、現在その達成に向け努力している。

■分収林事業の長期収支予測（借入金残高と立木販売収入の推移）



（主な算定条件）

- ①平成20年度から平成26年度までに、新たに約500haの分収造林・育林契約を締結。
- ②平成12年～平成19年ヒノキ・スギ丸太の平均価格29,306円（森林・林業白書）を採用。
- ③主伐（本格的な伐採）は平成46年度から。収入間伐は35年生、50年生の2回実施。
- ④昭和59年度から平成8年度までの分収林契約の9割について、分収割合を公社6：所有者4から、公社7.5：所有者2.5へ変更。
- ⑤新植から主伐まで1,336千円の経費で実施。

※ 平成19年からの県借入金は無利子。

## 6 取り組むべき改革の内容

### (1) 経営改善支援の基本方向

県は、農林公社を主要な森林・林業政策である造林事業の中心的担い手として位置づけ、森林整備を推進してきた。また、農林公社の分収林事業は、森林資源の充実による森林の持つ公益的機能の高度発揮や中山間地域における就労の場の確保など、地域経済の発展に寄与している。

農林公社は、分収林事業に関する豊富な技術力や知識を有するとともに、県内の森林状況に精通していること、さらには低コスト経営を実現していることなどから、今後とも農林公社が分収林事業によって森林整備を担い、これを通じて森林の公益的機能の発揮を図る役割を十分に果たしていく必要がある。

このため、農林公社は分収林事業が将来に渡って農林公社全体の経営を圧迫する事態を招くことがないよう、引き続き経営改善に取り組むとともに、これを前提として県は農林公社の経営改善に向けた取組に対する支援を行う。

### (2) 農林公社に求める経営改善

#### ① 分収林事業の長期収支予測達成に向けた取組

- ア 新規分収造林・育林の推進
- イ 分収造林契約の変更
- ウ 作業道等の基盤整備の促進
- エ 自主事業の拡大
- オ 補助金の活用

#### ② 借入金償還財源の確保

##### ア 「収入間伐」の積極的な実施

間伐材の売却によって収入を得る「収入間伐」を積極的に実施する。

##### イ 生育調査に基づく計画的な伐採

分収林の生育状況の的確な把握に努め、分収契約期限到来前であっても売り払うことが適当な立木については売り払うなど計画的な伐採を進める。

#### ③ 事務経費の縮減

事務経費については、これまでも徹底した節減が行われてきており縮減が図られているが、今後も引き続き更なる縮減に努める。

#### ④ 新会計基準の導入

分収林事業の森林資産に関する会計基準については、全国の林業公社における適正な森林資産評価を検討するため、平成21年12月に都道府県と林業公社の代表等により設置された「林業公社会計基準策定委員会」の検討結果を踏まえ、早期の導入を目指す。

⑤ 県民理解の醸成

農林公社の果たしてきた役割や森林の持つ多面的機能などを県民に十分説明し、農林公社への支援に対する理解の醸成を図る。

(3) 県の支援

「5 経営の見通し」で記した長期収支予測は、下表に示すように、木材価格の動向によって大きく変動する。

このため、県は農林公社の経営安定に向けて以下の支援を行う。

■木材価格が低迷した場合の試算（県森づくり課試算）

（単位：億円）

木材価格	平成75年度末の収支	
		無利子化※
29,306円/m <sup>3</sup> ：(H12～H19平均)	4.1	
27,411円/m <sup>3</sup> ：(H13～H20平均)	▲37.5	2.3
22,588円/m <sup>3</sup> ：(平成20年度単価)	▲85.5	▲45.6

※今後発生する平成18年度以前の県貸付金の利息を無利子化した場合

ア 県貸付金の無利子化

県貸付金については、平成19年度からの新規貸付金について無利子化を図ったところである。木材価格が低迷する中、農林公社の経営安定を図る観点から、引き続き新規貸付金の無利子化を継続するとともに既往貸付金についても無利子化する。

イ 造林補助制度等による支援

国の補助制度を活用した造林補助など財政的支援を引き続き行う。

ウ 新植及び契約変更に係る支援

新規分収造林候補地や分収育林候補地に関する情報の提供、更には、契約変更に係る所有者情報の提供などの支援を行う。

エ 国、公庫への支援要請

分収林事業は、国の広葉樹林を木材生産に適した針葉樹林に転換する拡大造林を推進する計画に沿って、分収方式により借入金を主な原資に造林を進めてきたものである。

このため、国や公庫に対して抜本的な支援対策が講じられるよう要請を行う。



#### (4) 経営改革プランの推進体制

##### ① 実施工程表の作成

農林公社は、経営改革プランに基づき、5年を1期とする実施工程表（以下「工程表」という。）を作成し経営改善に取り組む。

##### ② 進行管理

農林公社は、毎年度、工程表に基づく経営改善の取組の進行管理及び評価を行うとともに取組状況を県に報告する。

また、気象災害や病虫獣害の発生など工程表の実現が困難な状況が発生した場合は、速やかに対応策を検討して工程表の見直しを行い、県に報告する。

##### ③ 経営改革プランの点検評価

県は、農林公社の経営状況や経営改善の取組状況を確認し、支援策の効果の検証など経営改革プランの点検評価を実施する。

また、点検評価結果を踏まえ、必要に応じて、経営改革プランの見直しを行う。

## 「埼玉県農林公社経営改革プラン」の改定（草案）のポイント

- 今般の改定の経緯を記載。
- 農林公社の経営概要に係る内容を時点更新するとともに、分収林事業に係る内容に記述を重点化。
- 分収林の公益的機能に係る記載を拡充。
- 平成 22 年度の経営改革プラン策定以降の分収林をめぐる経営環境や、経営改革プランに基づくこれまでの取組の結果を記載。
- 直近の山元立木価格に基づく新たな長期収支予測を記載。
- 今後の農林公社に求める経営改善、県の支援、国への要望について記載。
- 経営改革プランの推進体制について、具体的な実施計画を作成することを含め、方針を記載。

**(公社)埼玉県農林公社経営改革プラン**  
**(令和 年度改定版)**

**(草案)**

**令和 年 月**  
**埼 玉 県**

# 目 次

1	経営改革プランの趣旨	1
2	農林公社の概要	2
	(1) 設立の背景と経緯	2
	(2) 体制と主な事業活動	2
	(3) 経営の状況	4
3	分収林事業をめぐる状況	5
	(1) 分収林事業の実績と役割	5
	(2) 分収林事業の運営状況	9
4	これまでの経営改善の取組	10
	(1) 経営改善が求められてきた背景	10
	(2) これまでの取組の内容	12
	(3) 借入金負担軽減のための公庫及び県の対応	15
5	経営の見通し	17
6	取り組むべき改革の内容	18
	(1) 経営改善支援の基本方向	18
	(2) 農林公社に求める林経営改善	19
	(3) 県の支援	19
	(4) 経営改革プランの推進体制	20

## 1 経営改革プランの趣旨

公益社団法人埼玉県農林公社（以下「農林公社」という。）は、農業と林業に係る施策を一体的に推進し、埼玉県農林業の一層の振興を図るため、社団法人埼玉県農業振興公社（昭和46年5月20日設立）と社団法人埼玉県森林公社（昭和58年11月1日設立）を統合し、平成15年4月に社団法人として設立され、平成25年4月に公益社団法人に移行した。

農林公社は、県内全域を対象として、農家から農地を借り受け経営規模の拡大を希望する担い手等に貸し付ける農地中間管理事業、大区画ほ場の整地や作付地の集団化を行う農業生産基盤の整備、土地所有者に代わって森林の維持・管理を行う分収林事業などを通し、本県農林業の発展に大きく寄与している。

しかし、森林・林業関係事業の一つである分収林事業は、立木伐採による収益を得るまでの間、その事業費の大部分が、補助金及び株式会社日本政策金融公庫（旧農林漁業金融公庫。以下「公庫」という。）と県からの長期の負債でまかなわれている。さらに、この負債は農林公社の負債の9割以上を占めるため、農林公社の大きな経営課題となっている。

こうした状況において農林公社では、分収林事業について、これまで数次の経営改善計画に基づき、効率的・効果的な実施に努めてきた。

このような中、平成21年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）が全面施行されたことを受け、各地方公共団体においては、「第三セクター等の抜本的改革の推進等について」（平成21年6月総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、第三セクター等の抜本的改革について、先送りすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。

そのため、県では、農林公社の経営見通しや分収林事業の改善策等に関して検討を行うため、平成21年4月に、学識経験者により構成する「（社）埼玉県農林公社経営懇話会」を設置し、同懇話会の検討結果を踏まえ、平成22年2月に「（社）埼玉県農林公社経営改革プラン」（以下「経営改革プラン」という。）を定めた。

策定時の経営改革プランにおいては、「平成75年度末」（令和45年度末）に約4億円の黒字確保を見込む長期収支予測に基づき、経営改革に取り組むこととした。しかしながら、その後、木材価格の低迷や、シカの食害対策等による経費の増大などにより、経営改革プランにおける想定から分収林事業の経営環境がかい離する状況が生じてきた。

このため、県では、令和4年10月に「公益社団法人埼玉県農林公社の分収林事業に関する外部有識者会議」を設置し、…（以降、有識者会議での検討結果に基づき記載）…。

## 2 農林公社の概要

### (1) 設立の背景と経緯

農林公社は、農業と林業に係る施策を一体的に推進し、埼玉県農林業の一層の振興を図るため、農業振興公社と森林公社を統合し、平成15年4月1日に設立された。

#### ■法人概要

(令和4年4月現在)

項目	内容
所在地	(本所) 埼玉県行田市大字真名板1975-1 (森林局) 埼玉県秩父市日野田町1-1-44
設立年月日	平成15年4月1日
出資金総額	981,437千円
うち県出資額(出資率)	515,000千円(52.5%)
役職員数	75人(役員2人+常勤職員44人+嘱託29人)

#### ■設立の経緯

時期	農業分野	林業・森林分野
昭和39年8月24日	(社)埼玉県農業機械化公社発足	
昭和46年5月20日	(社)埼玉県農業振興公社に改組	
昭和58年11月1日		(社)埼玉県森林公社発足
平成15年4月1日	両公社が統合し、(社)埼玉県農林公社として改組	
平成25年4月1日	公益社団法人に移行	

### (2) 体制と主な事業活動

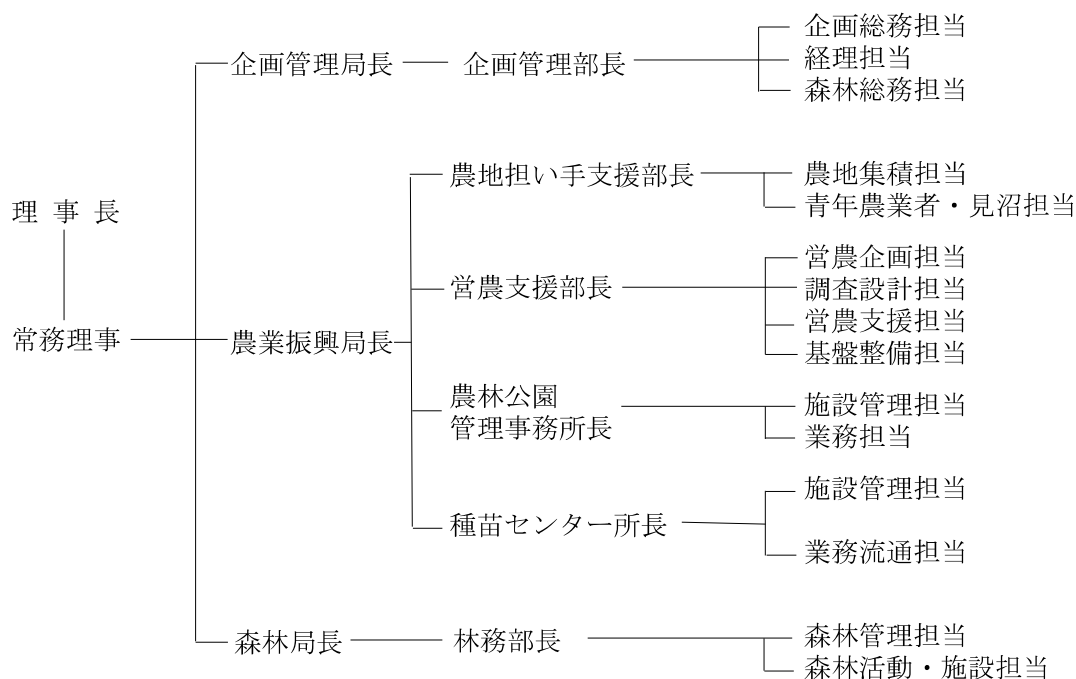
農林公社は、企画管理局、農業振興局、森林局の3局から組織され、75名の職員（非常勤職員含む・令和4年4月現在）が勤務している。

事業としては、農地中間管理事業、分収林事業、施設管理事業など農林分野における様々な事業に取り組んでいる。

■人員体制（令和4年4月現在）

区 分	役員	職員	嘱託
常勤役員（理事長・常務理事）	2	—	—
企画管理局		8	2
農業振興局（局長は常務理事と兼務）		27	24
森林局		9	3
森林局長		1	—
林務部長		1	—
森林活動・森林施設担当		2	3
森林管理担当【うち分収林事業担当】		5【5】	—
合 計	2	44	29

■組織図（令和4年4月現在）



## ■主な事業とその内容

事業名	事業内容
農地中間管理事業	農用地利用の効率化及び高度化を促進するため、農地中間管理機構として、農用地の中間管理権を取得し当該農用地の貸付けなどを行うことにより、担い手の農業経営規模の拡大、農用地の集団化、新たに農業経営を営もうとする者の参入を支援する。
基盤整備・営農支援等事業	担い手が良好な営農条件の下で土地利用型農業に取り組めるよう、県営事業の補完事業として小規模な基盤整備事業を推進するとともに、農業経営の合理化、規模拡大を図る農業者に対し、区画拡大の支援や農作業受託を実施する。 (基盤整備事業は、農地中間管理事業と連動して推進)
見沼農業振興事業	見沼地域の特色を生かした都市近郊農業を振興するため、都市住民の農業理解を促進する体験教室などを開催する。 当該地域において、県からの委託による公有地化農地の適切な管理、活用を行う。
青年農業者育成事業	県、市町村及び農業団体などが出資している青年農業者育成資産を活用して、青年農業者のための配偶者対策及び組織活動支援を実施する。 また、埼玉県青年農業者等育成センターとして、就農相談、無料職業紹介などを行うとともに、次代の担い手を確保するための研修機会を提供する。
分収林事業	農林公社と土地所有者が分収契約を締結している公社営林において、適切な森林整備を行い森林の持つ公益的機能の維持増進及び森林資源の充実を図る。 また、森づくり協定を締結している企業・団体の支援を受け、森林整備を推進する。
県営林受託事業	県から管理を受託している県営林について、計画的かつ適切な施業を実施し、公益的機能の維持増進及び森林資源の充実を図る。
森づくり支援事業	県の森づくりに関する調査業務を受託するとともに、企業・団体等が社会貢献として行う森づくり活動を支援する。
林業労働力確保促進事業	新たに林業に就業しようとする者に対して円滑な就業を支援するため、森林組合をはじめとする林業事業者等の情報提供を行い、労働力の確保を図る。
施設管理事業	県が設置した「農林公園」、「育苗センター」、「森林科学館」及び「県民の森」の指定管理者として、それぞれの施設の設置目的が達成されるための適切な管理を行う。
農林産物等販売事業	公益目的事業の推進に資するため、農林公園、森林科学館及び県民の森において、農林産物等の販売を実施する。

### (3) 経営の状況

農林公社の近年の経営状況について、資産及び負債は表1、また、**正味財産の増減**は表2のとおりである。

表1に示す「資産」の主なものは「分収森林」※であり、**令和3年度**においては、農林公社資産全体の**約94%**を占めている。

また、「負債」の県及び公庫からの借入金は分収林事業に係る借入金で、**令和3年度**においては農林公社の負債の**約96%**を占めている。



■表 1 資産及び負債（平成 15 年度（農林公社設立）・平成 30 年度～令和 3 年度）（千円）

区 分		H15	H30	R1	R2	R3
資 産	分収森林	14,883,764	20,356,644	20,575,823	20,817,290	21,071,981
	その他	2,236,366	1,454,739	1,505,773	1,381,415	1,448,701
	計	17,120,130	21,569,061	22,081,596	22,198,705	22,520,682
負 債	県借入金（分収林事業）	5,519,758	10,335,691	10,670,885	11,027,129	11,426,778
	公庫借入金（分収林事業）	9,377,946	9,431,877	9,336,657	9,239,386	9,095,774
	その他	1,156,538	1,060,987	1,114,987	907,533	910,559
	計	16,054,242	20,828,555	21,122,529	21,174,048	21,433,111
正味財産計		1,065,888	982,828	959,067	1,024,657	1,087,570

（出典：各年度農林公社事業報告書）

※ 「分収森林」とは分収林事業に要した費用を計上するもので、当年度の分収林事業費、管理費などから、補助金を差し引いた額を累計したもの。

■表 2 正味財産の増減（平成 15 年度（農林公社設立）・平成 30 年度～令和 3 年度）（千円）

区 分		H15	H30	R1	R2	R3
経 常 収 益	分収林事業	84,338	111,301	90,760	62,803	31,331
	その他事業	1,414,092	1,108,381	1,327,054	1,425,858	1,387,253
	計	1,498,430	1,219,682	1,417,814	1,488,661	1,418,584
経 常 費 用	分収林事業	544,734	398,403	357,237	321,232	286,023
	その他事業	1,646,614	1,104,268	1,323,386	1,357,772	1,318,989
	計	2,191,348	1,502,671	1,680,623	1,679,004	1,604,898
分収森林勘定振替前経常増減額		▲692,918	▲282,989	▲262,809	▲190,343	▲186,314
分収森林勘定振替		460,395	287,102	266,477	258,429	254,692
正味財産増減額		▲229,445	▲5,605	▲23,760	65,589	62,914

（出典：各年度農林公社事業報告書）

### 3 分収林事業をめぐる状況

#### （1）分収林事業の実績と役割

分収林事業は、戦後、国、地方公共団体、森林・林業関係者が一体となって造林を推進する中で、厳しい林業情勢や労力等の関係で土地所有者による整備が進みがたい地域において開始された事業である。

本県の分収林事業は、昭和 58 年 1 1 月 1 日に森林公社が設立され、以降、県が行って

きた分収造林（県造林）を引き継ぐ形で実施された。

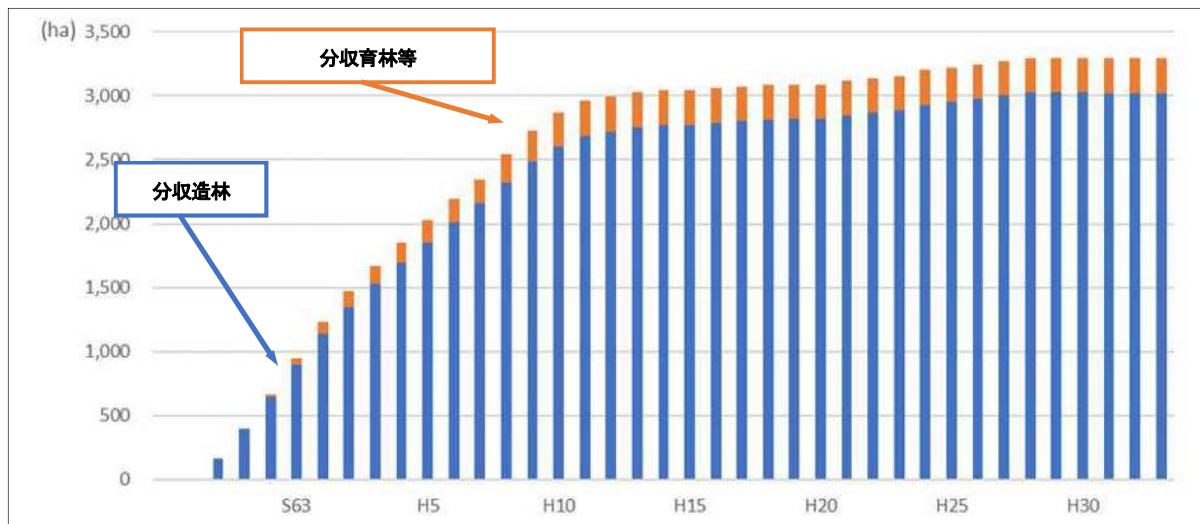
この結果、令和3年度末までに県内森林面積の3%にあたる3,293ヘクタールの森林を造成・整備してきた。令和3年度末の平均林齢は30年生である。

### ■契約件数と面積（令和4年3月31日現在）

区分	契約件数	面積 (ha)
分収造林	1,435	3,022
分収育林	111	271
計	1,546	3,293

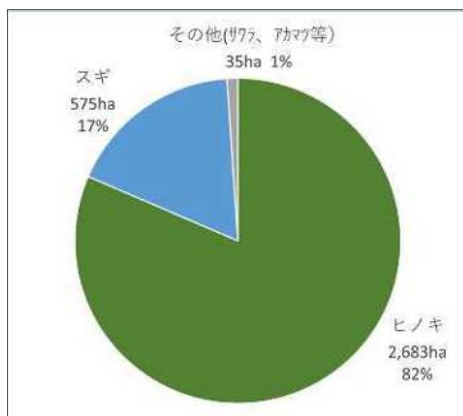
注) 分収育林：生育途上の森林で分収契約を締結して分収する制度

### ■面積の推移

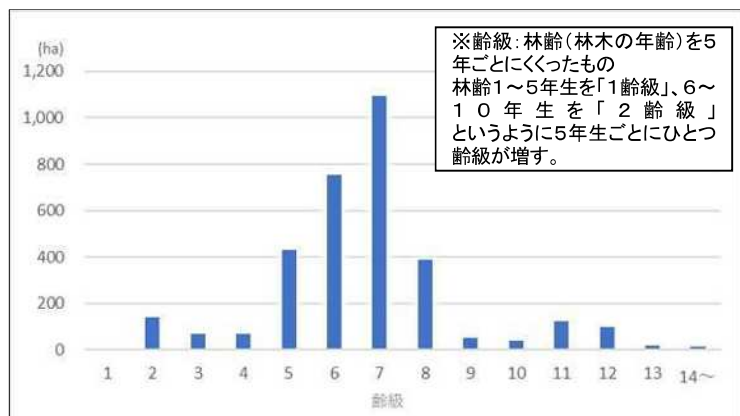


注) 昭和58,59年度は分収林契約事務や測量等を行い、現地における造林は昭和60年度から開始。

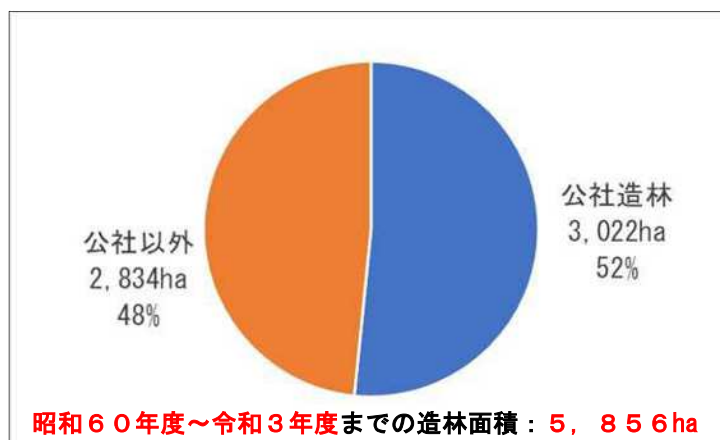
### ■樹種別の割合



### ■齢級の構成

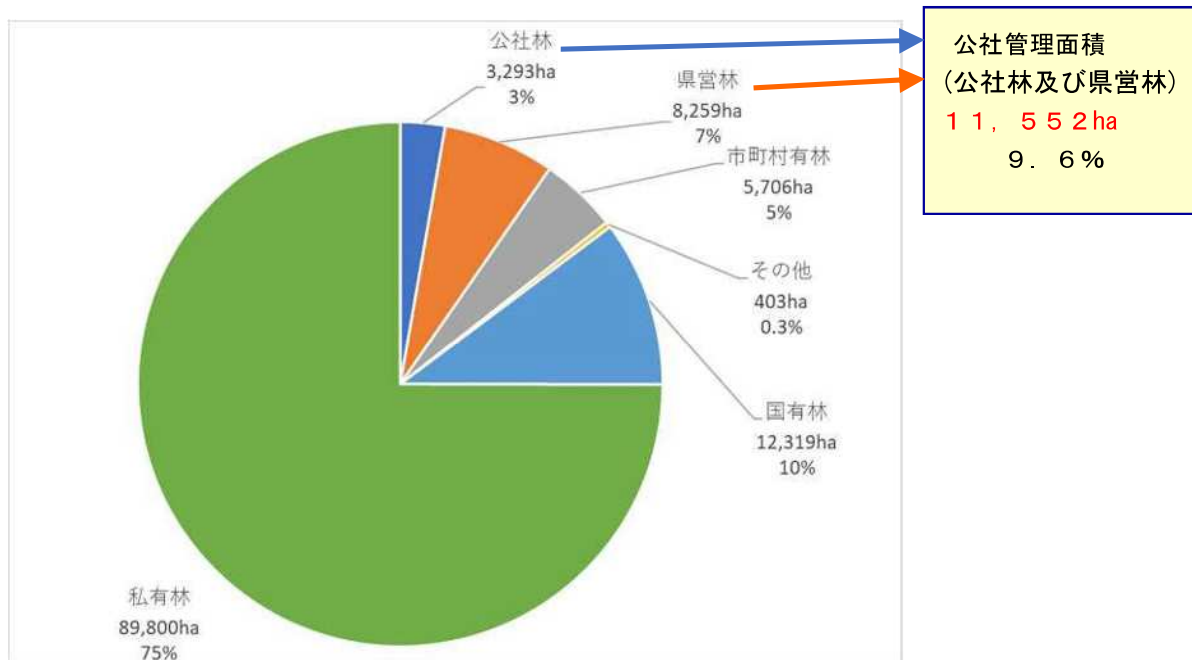


■県内の人工造林に占める公社造林割合



また、農林公社は、森林公社設立後の昭和59年度から県営林の管理（8,259ヘクタール）も受託しており、県内森林面積（約12万ヘクタール）のうちの約1割の管理を担う、県内最大の森林・林業事業体である。

■県内森林面積に占める農林公社が管理する森林面積の割合（令和4年3月31日現在）



適切に管理された公社林は、水源の涵養や土砂災害の防止等、森林の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしている。

植生豊かな森林の土壌はスポンジ状の構造を有し、裸地と較べて降雨を浸透・貯留する機能が高いため、河川の増水を遅らせ洪水を緩和するほか、水質を浄化し安心・安全な水を持続的に供給する。

また、樹冠や落葉層は雨滴の衝撃を和らげ、発達した根系が土壌を保持することで、土壌の流出を防いでいる。

特に、農林公社は、森林所有者が自ら育成できない地理的条件の厳しい奥地・水源地における森林整備を着実に進め、公益的機能の維持増進を図っている。

公社林の防災・減災等の公益的機能の評価額を試算すると、年間123億円に相当する。

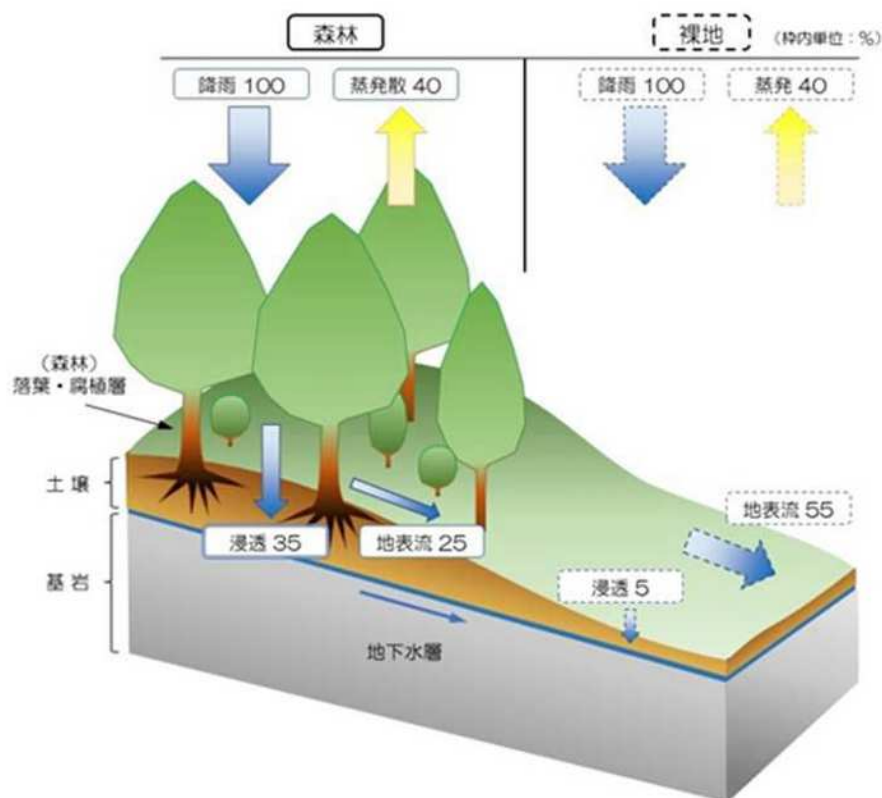
### ■公益的機能の評価額

単位：億円

機能の種類	年間評価額	
	公社林	県全体(参考)
水源涵養機能 (水資源の貯留) (洪水の緩和) (水質の浄化)	55 (10) (9) (36)	2,000 (347) (319) (1,334)
土砂災害防止機能	22	787
土壌保全機能	11	403
保健・レクリエーション機能	22	811
生物多様性保全機能	5	180
地球環境保全機能	8	277
合計	123	4,458

※ 「地球環境・人間生活にかかわる農業及び森林の多面的な機能の評価について」（平成13年11月 日本学術会議会長答申）において示された算定方式に基づき最新の森林面積により県森づくり課で試算（令和4年10月）。

## ■水源涵養機能の模式図



※一回の降雨量を100とした場合の水の収支。森林は裸地に比べて、地表流の割合が低く、浸透の割合が高い。

## (2) 分収林事業の運営状況

分収林事業は、実施主体である農林公社が土地所有者との契約に基づき、植栽、保育、伐採を行い、木材の売却によって得られる収益を農林公社と土地所有者との間で分収するものであり、立木伐採による収益を得るまでの間、造林事業に関する経費は国庫補助のほか、公庫及び県からの長期借入金で運営している。

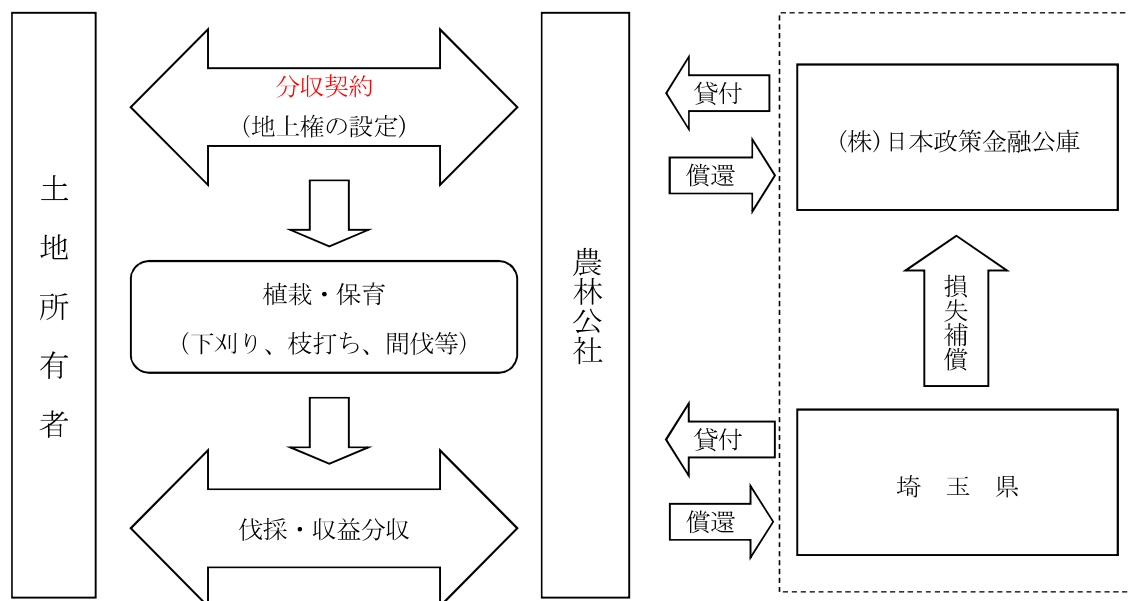
## ■長期借入金の借入残高（令和3年度末時点）

単位：千円

貸手（資金種類）	利率	償還期間	借入残高	備考
(株)日本政策金融公庫			9,095,774	
林業基盤整備資金	1.10～3.50	35年据置 15年元利均等償還	3,080,772	
森林整備活性化資金	無利子	20年据置 10年元利均等償還	74,518	林業基盤整備資金を併用
林業経営安定資金	0.70～2.30	35年据置 15年元利均等償還	5,940,484	H14からH19まで
埼玉県	無利子、1.10	45年据置 5年元利均等償還	9,437,715	S59～H9:H22～無利子 H10～H18:1.10 H19～:無利子
計			18,533,489	

※公庫借入金から発生する利息は毎年度、県借入金から返済。

## ■分収林事業の仕組み



### 4 これまでの経営改善の取組

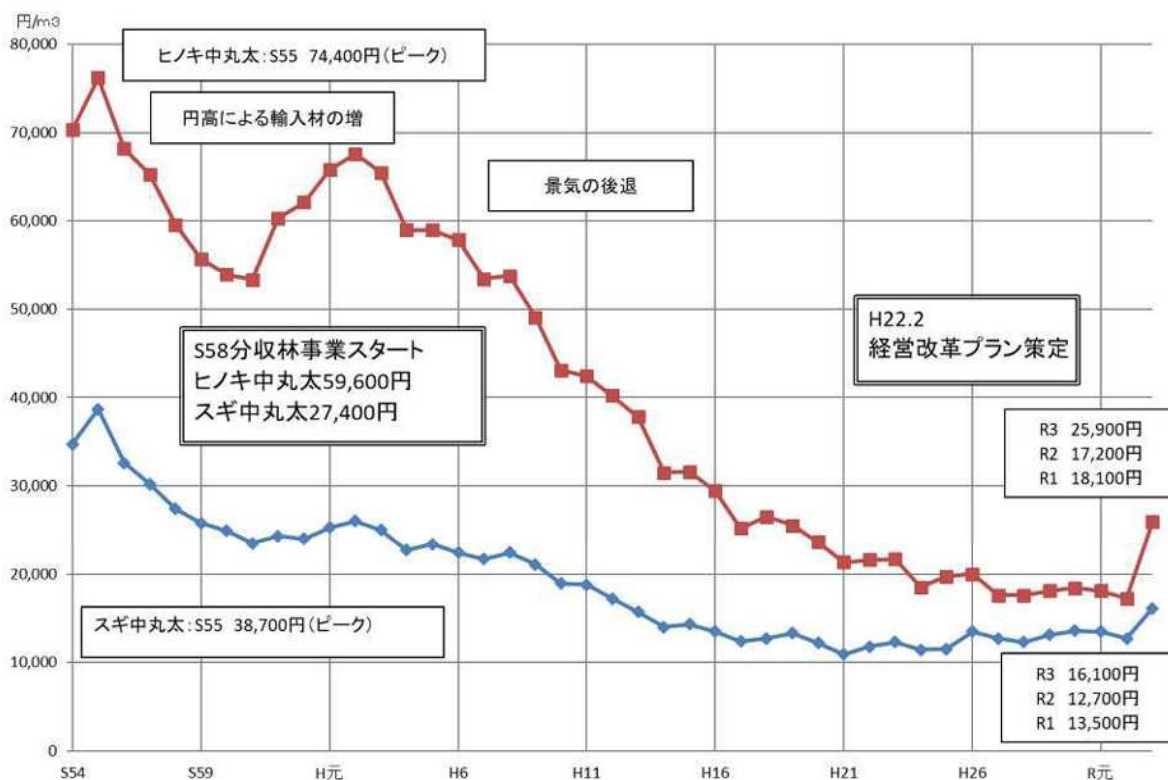
#### (1) 経営改善が求められてきた背景

木材価格は昭和55年以降、円高による低価格の輸入材の増加や平成2年後半から平成4年にかけての景気の後退などの影響を受け、長期低迷傾向にある。今後、伐採時期に至るまで木材価格が更に低迷を続けた場合、分収林事業の収益確保が困難となる事態が強く懸念される。令和3年度にウッドショックにより中丸太価格が上昇しているものの、山元立木価格は低水準のままとなっている。

また、シカを中心とした野生動物による造林地の被害が、平成5年頃以降、秩父地域から県西部・北部地域に拡大しており、幼齢木の食害や成林の剥皮被害が発生している。公社林においては植栽を進めていた時期と被害が拡大した時期が重なり、多くの箇所では幼齢木の食害が発生した。被害木は、枯死に至らずとも幹が通直に育たず、木材としての価値が低下する。このため獣害防止柵の設置等の対策を講じており、経費の増加につながっている。

さらに、森林の保育管理等にかかる経費の大部分は労務費が占めている中、作業員の労務単価は長期的に上昇しており、これも経費の増加につながっている。

## ■国産木材価格の推移



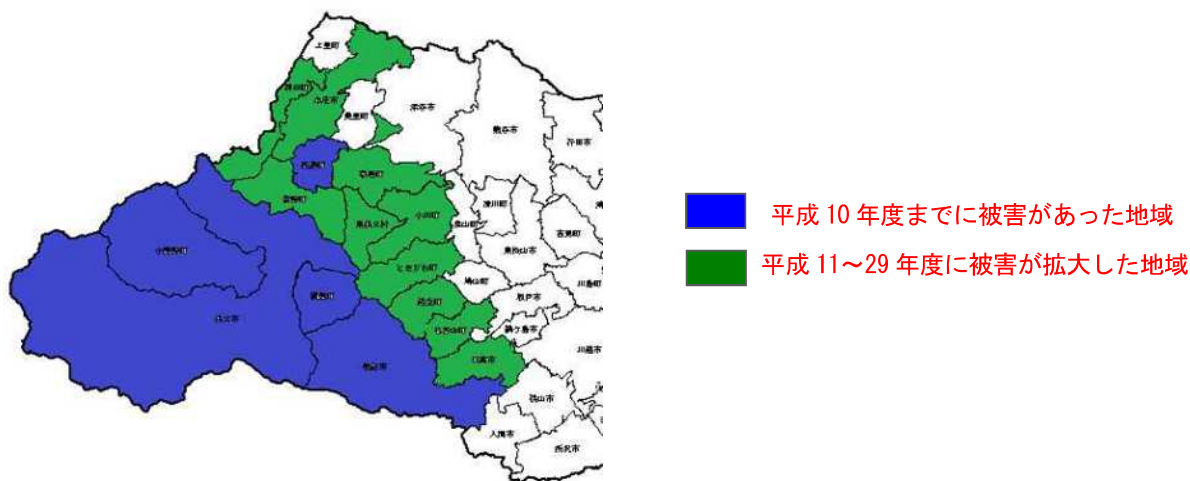
## ■獣害状況 (上段：実損面積、下段 ( )：区域面積)

単位：ha

種別／年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
シカ	0.11 (8.56)	12.56 (92.85)	21.08 (136.00)	25.49 (135.00)	25.14 (133.50)	25.14 (133.50)	33.13 (209.50)
クマ	—	0.13 (2.68)	0.30 (3.00)	2.00 (10.00)	2.00 (10.00)	5.00 (25.00)	2.30 (23.60)
イノシシ	—	—	—	—	—	—	—
計	0.11 (8.56)	12.69 (95.53)	21.28 (139.00)	27.49 (145.00)	27.14 (143.50)	30.14 (158.50)	35.43 (233.10)

種別／年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3
シカ	37.04 (206.00)	35.04 (155.75)	37.03 (131.50)	41.12 (126.50)	20.12 (101.50)	20.12 (101.50)
クマ	2.80 (28.60)	3.50 (8.75)	8.58 (15.10)	5.50 (15.00)	5.00 (10.00)	8.00 (20.00)
イノシシ	—	—	—	0.40 (2.00)	—	—
計	39.84 (234.60)	38.54 (164.50)	45.61 (146.60)	47.02 (143.50)	25.12 (111.50)	28.12 (121.50)

## ■シカ被害区域の状況



## ■労務単価の推移

単位：円／人日

年 度	S59	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R1	R2	R3
労務費	8,700	11,400	16,600	14,700	13,500	12,700	18,300	20,200	20,200	20,800

※普通作業員（土木工事設計単価表）

## （2）これまでの取組の内容

昭和58年から実施している分収林事業については、木材価格の下落により、当初の分収林事業計画どおりに行くと、多額の負債を抱えることとなる懸念から、農林公社では平成9年11月に分収林事業経営改善計画を、平成14年4月に中期経営3カ年計画を策定し、経営改善に取り組んできた。

また、平成22年2月の経営改革プラン策定後は、将来の木材価格（スギ・ヒノキの中丸太価格）を29,306円/m<sup>3</sup>と想定し、約500ヘクタールの新規造林契約の締結や低コスト施業等に取り組むことで、令和45年度末に借入金を償還した上で約4億円の黒字を見込む長期収支予測を達成することを目指し、農林公社において以下の取組を行ってきた。

### ① 分収林事業の長期収支予測達成に向けた取組

#### ア 新規分収造林・育林の推進

平成29年度までに、伐採時の収入から造林経費を差し引いた収益部分を分収する純収益分収方式により、209ヘクタールの新規造林契約を締結した。

その際、森林施業については、植栽本数及び下刈り回数を減らした施業体系を採用し、造林経費の縮減を図った。しかしながら、労務単価の上昇等により実際の施業単価は



増加してきており、シカ食害対策費の掛かり増しも生じてきた。

こうした造林経費の上昇や、木材価格の低迷が続いている状況を踏まえ、将来の借入金の償還に係るリスクを考慮し、平成30年度以降の新規造林契約の締結を中止した。

### ■新植面積の推移（目標：500ha）

単位：ha

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
面積（累計）	32	51	66	111	133	157	185	207	209	—

### ■分収林事業の実績

項 目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
保育管理面積(ha)	1,109	1,360	380	297	273	332	312	354	359	334	291	226	156
植栽	31	19	15	50	24	24	39	30	6	0	0	0	0
下刈り	44	32	17	46	45	56	89	71	88	37	39	15	22
除伐	75	76	34	31	88	9	17	21	0	8	5	2	5
枝打ち	97	206	105	57	66	26	56	124	113	104	99	61	18
間伐	232	324	167	46	32	97	33	40	81	84	66	79	42
その他	630	703	42	67	18	120	78	68	71	101	82	69	69
事業費（百万円）	151	192	90	84	69	100	87	128	118	119	97	65	29

### イ 分収造林契約の変更

昭和59年度から平成8年度までの既分収契約を対象として、農林公社と土地所有者との6：4という分収割合を7．5対2．5に変更する契約変更に取り組んでいる。令和3年度までに、交渉対象とする契約1,228件のうち579件について契約変更を行った。

### ■契約変更件数の推移

単位：件

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
契約数（累計）	129	206	247	309	354	395	461	478	482	482	492	504	579

※H30は公社林全体の仕分け調査を実施したため一時中断

### ウ 作業道等の基盤整備の促進

間伐等の保育管理や将来の主伐時の搬出等にかかる経費を削減するため、作業路網の整備を進めている。開設工事について、平成20年度からは農林公社の職員が自ら直接施工する方式を導入し、また、令和4年度からは単価契約で簡易に外注できる取組も実施し、経費の削減を図っている。

## ■作業道延長の推移

単位：m

年 度	～H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
延長 (累計)	3,748	6,325	9,187	10,334	10,986	12,167	12,429	13,784	15,605	17,460	19,489	20,875	22,854

## エ 自主事業の拡大

農林公社は、職員の高い専門性と技術を活用し、森林に関する調査、測量、評価等の自主事業を行っている。さらに、企業・団体等が社会貢献として森林整備を実施する際、土地所有者等とのコーディネートや計画策定の支援、造林・保育等の技術支援を実施している。

## ■自主事業の実績

単位：千円

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
事業費	104,270	111,685	159,792	32,091	39,693	31,027	22,859	19,066	17,663	16,521	17,003	10,615	12,988

## オ 補助金の活用

分収林事業に係る費用に補助金を積極的に活用し、事業費に占める割合の向上を図ってきた。

## ■補助事業の導入状況

単位：千円、%

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
補助金額	82,380	144,275	58,367	53,521	47,655	62,745	55,798	97,658	95,295	79,260	76,871	46,788	16,376
事業費	151,131	191,676	89,685	83,889	67,337	96,806	86,549	128,296	117,830	118,669	96,610	64,550	29,423
補助金 割 合	55%	75%	65%	64%	71%	65%	64%	76%	81%	67%	80%	72%	56%

## カ 一般競争入札の導入

設計額が250万円以上の森林整備事業の発注について、平成22・23年度に一般競争入札を試行し、平成24年度以降は原則として一般競争入札又は指名競争入札としている。

## ■一般競争入札の実施状況

単位：件、%

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
実施件数	—	2/15	2/16	3/6	6/7	5/7	5/6	9/10	8/8	5/7	4/4	4/4	3/3
平均落札率	93%	87%	86%	91%	91%	92%	90%	91%	91%	91%	97%	93%	92%

## ② 獣害地の精査、収入が見込めない分収林の仕分け・解約

獣害により収入が見込めない分収林については、分収契約を解約し、当該分収林に係る公庫からの借入金を繰上償還することで、その後の利払いを避けることができる。

このため、平成30年度以降、分収林を調査して獣害により収入が見込めない108.7ヘクタールを解約交渉対象として特定した。

令和元年度には5.14ヘクタールの解約が実現し、公庫へ2,169万円（公庫に対する損失補償義務に基づき県が償還費を助成）の繰上償還を行った。

## ③ 借入金償還財源の確保

間伐材の売却によって収入を得ることを目指し、試行的な搬出間伐を続けてきている。

また、分収契約期限到来前であっても売り払うことが適当な立木は売り払うことができるよう、分収林の生育調査を続けてきている。

## ④ 事務経費の縮減

経営改革プランの策定以前からも徹底した節減が行われてきたが、策定後も、光熱水費用や消耗品の節約、時間外勤務の縮減等に取り組んできている。

## ⑤ 新会計基準の導入

森林資産評価を適正に行うため、都道府県と林業公社の代表等からなる「林業公社会計基準策定委員会」の検討結果を踏まえて平成23年3月に策定された林業公社会計基準を、平成25年度決算から導入した。

## ⑥ 県民理解の醸成

農林公社の果たしてきた役割や森林の持つ多目的機能などについて、県民の理解が醸成されるよう、農林公社の事業内容をホームページで紹介するとともに、県の森林ふれあい施設の指定管理者として、県民の森林・林業に関する理解を深めるための取組を行ってきた。

## (3) 借入金負担軽減のための公庫及び県の対応

分収林事業の経営改善を図るため、上記(2)に記したような農林公社の自助努力による取組のほか、公庫及び県によって、事業運営に必要な借入金に係る負担軽減を目的として次の対応が行われてきた。

### ① 公庫借入金に係る利息の軽減

公庫が長伐期施業又は複層林施業に転換する場合にその円滑な実施を図るための林業経

営安定資金を創設（期間：平成14年度～19年度）したことから、農林公社は同資金を活用し、昭和59年度から平成8年度に公庫から借り入れた林業基盤整備資金について、借換えを行い、約28億円の利息軽減を図ってきた。

#### ■借換実績

借換年度	借入年度	借入利率(%)	借換利率(%)	借換額(千円)	借換効果(千円)
H14	S59～S61	3.5	1.3	594,157	146,866
H15	S62	3.5	0.7	348,829	268,964
H16	S63	3.5	1.7	267,625	137,444
H17	S63・H1	3.5	1.6	469,137	249,731
H18	H1～H3	3.5	2.3	1,046,392	387,015
H19	H3～H8	2.8～3.5	2.1	3,550,627	1,641,849
計	—	—	—	6,276,767	2,831,869

#### ② 県借入金の無利子化

県は、分収林事業に係る平成19年度以降の新規長期貸付金について無利子化を行っている。また、平成22年度以降は、昭和59年度から平成9年度までに県が貸し付けた長期貸付金について、発生利息を無利子とした。

#### ③ 繰上げ償還にかかる費用の助成

県は、令和元年度以降、収入が見込めない分収林を解約する場合、当該分収林について農林公社が公庫から借り入れた資金に係る県の損失補償義務に基づき、繰上償還にかかる費用を農林公社に対して助成している。

#### ④ 造林補助制度等による支援

県は、国の補助制度を活用した造林補助や県独自の補助金により支援を行ってきた。

#### ⑤ 国、公庫への支援要請

県は、国及び公庫に対して、分収林事業に関する支援の充実・強化を、継続的に要望してきた。令和4年6月にも、知事から農林水産大臣に対して、森林整備事業及び管理経費に係る財政支援や、公庫資金の任意繰上償還の弾力化などについて要望を行った。

#### ⑥ 新たな森林整備手法の検討

県は、令和元年度に県内の獣害を調査しており、調査結果に基づき「環境林整備マニュアル」を作成し（令和4年11月現在作成中）、分収契約の解約地を含む獣害地については、このマニュアルに則り環境林として整備することとしている。

## 5 経営の見通し

農林公社の分収林事業に係る長期借入金は、令和3度末で約200億円となっている。

平成22年2月の経営改革プラン策定時は、木材価格を29,306円/m<sup>3</sup>と想定し、新規造林契約の締結等を推進する中で、将来の黒字化を目指すこととした。しかし、木材価格は継続的に低迷しており、新植も中止せざるを得なくなっているなど、経営改革プランにおける想定から現状がかい離してきている。

また、農林公社における経営改善の取組や県の支援は、分収林事業の採算性にプラスの効果をもたらしているものの、採算性を大きく改善するような効果は発揮できていない。

こうした状況を踏まえ、分収林事業に係る施策を再整理する上で、現時点でのより現実的な経営の見通しを示すため、新たな長期収支予測を行った。

新たな長期収支予測では、直近の山元立木価格等に基づき、令和5年度から、分収契約のうち契約期間が最も遅いものの終期である令和49年度までの45年間の収支を試算しており、収入から支出を差し引いた金額はマイナス204億円となっている。

ただし、この試算には、直近の山元立木価格、事業経費、補助金の活用方針等をそのまま将来にわたり適用していることや、現時点で解約交渉の対象としている分収林以外は木材販売できるものとして試算対象としていることなど、今後の経営環境等に応じて収支の変動が見込まれる要素が含まれている。

また、林業公社会計基準上、分収森林資産については、分収林事業に要した費用を累積して簿価として計上しているものを、主伐を契機として時価により評価することとなる。したがって、新たな長期収支予測は令和49年度時点の収支を表しているが、実際には主伐や分収契約の解約が進むにつれて徐々に損失計上が見込まれることに留意する必要がある。

### ■分収林事業の新たな長期収支予測

区分	項目	金額 (百万円)	算定条件
収入	木材販売収入	7,833	直近の山元立木価格(※1)に解約交渉対象以外の分収林面積を乗じて試算
	補助金	2,746	令和4年度予算の積算額の45年分
	借入金	13,685	令和4年度の事業費・管理費に係る借入金の45年分と公庫償還金(※2)との合計
	その他収入	564	令和3年度実績の45年分
	計	24,828	—
支出	事業費・管理費	5,668	令和4年度予算の積算額の45年分
	土地所有者への分収交付金	1,958	契約変更が進展したと仮定し、分収割合を7.5:2.5として試算
	公庫償還金	11,213	令和4年度末元金と将来利息の合計
	県償還金	26,438	令和4年度末元金と将来利息及び今後の借入金の合計
	計	45,277	—
	収入-支出	△20,449	—

- ※1 直近の山元立木価格については、「田畑価格・山林価格調査（2022年3月末現在）」（一般財団法人日本不動産研究所）における埼玉県の平均山元立木価格（スギ：3,000円/m<sup>3</sup>、ヒノキ：9,500円/m<sup>3</sup>）を、分収林の樹種の割合に基づき加重平均して算出。
- ※2 公庫への約定償還については、現在県からの借入金により行っており、今後も同様の対応を行うことを想定して試算している。

## 6 取り組むべき改革の内容

### （1）経営改善支援の基本方向

新たな長期収支予測においては、木材価格が低迷した状況などが今後も続くとすれば、木材販売収入から土地所有者への分収を行った上で最終的に残る資金では、分収林事業に係る県からの借入金（※）の償還が困難となるおそれが生じている。

このため、分収林事業に係る最終的な県民負担をできるだけ小さくする観点から、今後の分収林事業に係る県の財政負担をできるだけ抑える必要がある。

加えて、県が出資する法人である農林公社の財務運営の健全性を維持する観点も踏まえ、最終的に債務超過が生じる場合の処理についても対応を講じる必要がある。

- ※ 新たな長期収支予測では、公庫からの借入金は県からの借入金で償還すると想定している。また、農林公社の公庫からの借入金について、県は公庫に対して損失補償義務を負っている。

一方、分収林事業は森林を自ら育成できない土地所有者に代わって森林を維持・管理するものであることから、新たな改革に取り組む上でも、現在分収林である森林について、今後もその公益的機能を維持する必要がある。

また、県の財政負担をできるだけ抑える観点及び森林の公益的機能を維持する観点から、今後の分収林事業の経営改善については、農林公社が分収林事業を行う仕組みを維持する中で進めることとする（※）。

- ※ 仮にこの仕組みを取り止めるとすれば、分収契約を即座に全面的に解約しようとするのが考えられるが、この場合、土地所有者との解約交渉は難航し、事務も膨大となることが見込まれる。また、仮に解約が多く進んだとしても、多くの森林について即座に管理の受け皿を準備することが難しくなる事態も考えられ、その後の森林の適切な管理に困難を生じる恐れがある。

他方、農林公社による分収林事業を取り止め、分収林を県営林化することも考えられるが、この場合、農林公社による分収林事業と比べて、国の補助金を活用でき

る幅が狭くなることに加え、農林公社を支援することにより得られる国の特別交付税措置も受けられなくなる。

## (2) 農林公社に求める経営改善

農林公社は、分収林事業の実施主体として、分収林事業にかかる今後の事業費・管理費を削減して県からの新規借入金を抑制し、また、県への償還を行うための収入を得る観点から、これまでの取組に加え、特に下記の取組を強化する。

### ① 分収契約の解約・変更

今後の県の財政的負担をできるだけ抑える観点から、獣害地に限らず、県への償還につながらない分収契約が特定されれば、解約後に適切な管理が行われるよう措置しつつ、解約を交渉する。その際、解約する分収林に係る県債務については、下記(3)③の考え方にに基づき対応する。

解約後の森林については、林業経営に適さない森林を管理する現行施策として、県の「水源地域の森づくり事業」や、森林経営管理制度に基づき市町村が森林環境譲与税を活用して行う管理が挙げられることを踏まえ、こうした施策を活用して管理を行う。

また、分収割合の変更や、良い条件での木材販売を目指すための契約期間の延長について、引き続き土地所有者と契約変更を交渉する。

### ② 森林経営の改善

公的資金を借り入れて事業を行う農林公社には、分収林事業の採算性改善に向け、これまで以上に自らの経営努力により経営改善を続けることが求められる。今後の経営改善においては、特に以下の取組を重点的に行う。

- ・今後の主伐・木材販売を有利な条件で行うことができるよう、製材業者、流通業者、工務店、消費者等との結びつきを強化する。
- ・各市町村における森林経営管理制度の活用に向け、森林・林業に係る知見を生かし、森林調査など森林経営管理制度の推進に係る事業により収入を得る。
- ・今後森林が育っていく中で、搬出間伐を行い中間収入を得る。
- ・企業からの寄付や、J-クレジットの取得・販売による収入を得る。

## (3) 県の支援

県は、分収林が有する年間評価額123億円の公益的機能が持続的に発揮されるよう、分収林経営の合理化・改善を後押しするとともに、県の財政負担の抑制や農林公社の財務運営の健全性を維持する観点も踏まえ、これまでの支援に加えて以下の支援を行う。

#### ① 県からの既往貸付金の無利子化

県からの既往貸付金のうち、現在有利子である平成10～18年度に貸し付けた29.7億円について、今後の発生利息を無利子とする。

分収林事業に係る資金の利子についてこうした支援を行う場合、国から県に対して特別交付税措置が講じられる。令和4年度の長期プライムレートで試算すると、29.7億円の貸付金について無利子化することで、年間約1,600万円の特別交付税措置の上積みが見込まれる。

#### ② 公庫への利払いに係る利子補給

現在、農林公社の公庫からの借入金に係る利払いは、元金の償還と同じく、県から農林公社への貸付金により行っている。この利払いの部分を補助金化し、利子補給を行うこととする。

こうした支援についても、国から県に対して特別交付税措置が講じられる。公庫からの借入金に係る今後の利息は約23億円であり、利子補給を行う金額の1/2に相当する約11.4億円の特別交付税措置を受けられる見込みとなる。

#### ③ 公社債務の最終的な処理

今後の県に対する公社の債務発生をできる限り小さくした上で、なお分収林事業に関して農林公社に最終的な債務超過が生じる場合については、将来県の支援によりこれを解消することとする(※)。その具体的な手法については、下記(4)①の実施計画を作成する中で検討する。

※ 近年、同様の対応を取っている施策事例としては、「新潟県農林公社分収林事業経営健全化方針」(平成31年3月 新潟県農林水産部)がある。

#### ④ 国、公庫への支援要請

国として高利な公庫資金の活用を前提に造林を誘導してきたことを踏まえ、今後も、国や公庫に対して制度の見直しや救済措置を行うよう要請する。

### (4) 経営改革プランの推進体制

#### ① 実施計画の作成

上記(2)の経営改善を進める上では、分収契約の解約や変更について、契約の相手方となる土地所有者の納得を得られるよう、解約・変更を行った後の森林の管理のあり方等を計画として具体的に示す必要がある。

また、森林経営の改善についても、その実効性を確保するために、取組を進める上で



の具体的な計画を作る必要がある。

さらに、上記(3)③の債務処理についても、森林資産の損失計上が分収契約の解約や主伐が進むにつれて遠くない将来に発生する可能性に鑑みれば、速やかに計画を作成する必要がある。

こうした計画を明らかにすることは、分収林事業に係る改革について県民理解を求める上でも非常に重要である。

このため、県と農林公社は協同して、分収契約の解約・変更後の森林管理のあり方、森林経営の改善の取組、公社の県に対する債務の処理などについて、今後具体的な実施計画を作成し、経営改善に取り組むこととする。

## ② 進行管理

農林公社は、経営改革プラン及び実施計画に基づき、毎年度、経営改善の取組の進行管理及び評価を行うとともに取組状況を県に報告する。

また、気象災害や病虫獣害の発生など困難な状況が発生した場合は、速やかに対応策を検討して取組の見直しを行い、県に報告する。

## ③ 点検評価

県は、農林公社の経営状況や経営改善の取組状況を確認し、支援策の効果の検証など経営改革プランの点検評価を実施する。

また、点検評価結果を踏まえ、必要に応じて、経営改革プランの見直しを行う。